

令和 6 年度
事 業 計 画 (案)

社会福祉法人 白老宏友会

生活介護事業所 みらいえ

(生活介護事業)

【目 次】

1	…… はじめに	1 ページ
2	…… 運営基本方針	2 ページ
3	…… 支援方針	2 ページ
4	…… 活動概要	2 ページ
5	…… 相談支援	7 ページ
6	…… 避難・防犯訓練の実施	7 ページ
7	…… 虐待防止の取り組み	8 ページ
8	…… 苦情解決に向けて	8 ページ
9	…… 送迎サービス	8 ページ
10	…… 研修及びスキルアップ	8 ページ
11	…… 個別支援計画	8 ページ
12	…… 管理業務	8 ページ
13	…… 実習受入	10 ページ
14	…… その他	10 ページ
15	…… 年間行事計画	11 ページ

1、はじめに

新型コロナウィルスの制限が 2 類から 5 類へと緩和され、少しずつ平穏な日常に戻りつつあるが、依然コロナの罹患者も定期的に確認され、コロナパンデミックの影響の記憶は真新しく、再度罹患者が出ることを想像すると、警戒心を解けない日常は現在も続いている。また、長期化する戦争や社会情勢も不安定な為、経済も依然不安定であり、私たちの生活にも大きな影響を与えている。継続的なコロナ対策を行うことにより、日常的にマスク着用が定着し、その影響からコロナ罹患やインフルの罹患等は減少した。令和 5 年度は、厳しい状況下ではあったが待ち望んだ新しい作業棟としてジェラテリアミナピエノの開店を迎え、連休明け 6 月開店にも関わらず、多くの集客を迎える事ができ、新しい生活介護の幕開けとなった。ジェラート店を通じて作業的要素だけではなく、付随する農業エリアや、フットサル場等、地域交流の拠点としての活用も視野に入れ、さらなる地域共生の形を構築し加速させてきたいと考える。ジェラート店開業に伴い新しい課題も見えており、段階的に改善を図り地域福祉の中心的役割を担う場所づくりを目指していきたい。

利用者の特性に応じた活動環境の整備を進めたが今後は「療育的活動」「軽作業」「農作業」「選択活動」「ジェラート作業」等、それぞれの分野ごとのソフト面強化が大きな課題として考えている。障がいによって活動制限されるのではなく、「選択」と「参加」をキーワードに外から働きかけがあつて発揮できる力に着目し活動範囲を拡大させてきた。ソーシャルスキルの向上には、個々の特性を理解し上、個別支援に必要なストレングスに着目し、内見からの強みを最大限に引き出していく支援に注視し、具体的方法を見出し支援力向上を目指していく。支援職の基本的姿勢として、人間関係構築に必要なコミュニケーション力は必須であることから、言語で表現する力、会話で表現する力等、伝えたいことを的確に、伝達する力を身に着け支援力向上を図っていく。

安定した事業運営の為人材確保は急務であるが、マンパワー不足は福祉業界に限るわけではない為、地域共生の新しい形を体現しつつ、「福祉」で働く魅力を発信していくと共に、熱意のある有能な人材確保を目指していく。

また、令和 6 年度は障害福祉サービス報酬単価改正や、10 月より短時間労働者の社会保険加入、段階的に引き上げ傾向にある最低賃金向上等、収入は段階的に制限される一方で、支出は物価高騰の煽りも受けて、一方的に上がる傾向が強く、経営的には限られた内容で收支バランスを適正に見極め、経営する力を身につけなければならない。白老町の少子高齢化も著しく、全道的に人口減少が減少していくことは必然であることから、人口バランスに応じた法人の目指すべき形を模索し、将来を見据えた事業運営を意識していく。

特定技能外国人雇用から 2 年が経過し、宗教・文化の違い、言葉の壁等当初は不安も大きかったが、それ以上に、謙虚な姿勢や業務に取り組む日々の努力等、その姿は他職員への刺激も大きく、互いに成長できる機会でもあり、最終的目標として介護福祉士取得を目指していることから、語学力向上や、読解・聴解等より実践的なレベルへと引き上げ、資格取得を目指し、長期就労へつなげるよう引き続きサポートしていく。世界的に不安定要素が大きく、社会情勢が運営に大きく影響する時代となり、動向を見据えながら、安定経営を意識していく。

2. 運営基本方針

事業者（事業所を運営する者。以下同じ。）は指定生活介護の実施に当たって、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供し、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

事業者は、指定生活介護事業等の実施に当たって、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨として、市町村、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 支援方針

1. 利用者、家族の思いを大切にした支援。
2. 利用者個々の歩みや人格を大切にした支援。
3. 小さな変化や声無き声を感じとり、豊かな未来へつながる支援。

4. 活動概要

【多彩な活動内容の構築】

利用者ニーズの範囲を広げるべく、個々の個性、独創性、積極性・見出していくため、多彩な活動内容を構築、選択し、意欲的に参加できるよう支援する。

1) 創作活動

物作りを通して創造力や感性を育み、四季折々を感じることができる作品を制作する。制作をした作品は館内装飾や展示会の機会を設ける事で、創作意欲の向上を支援する。創作活動では利用者の残存機能に着目し出来る工夫を図り、日々の創作活動やジェラテリアで展示販売をするグッズのイラスト制作や小物作りの制作に携わる機会を設ける。

2) レクリエーション

3) 健康的な身体作りや利用者間のコミュニケーションの活性を目的に、野外フットサル場での運動プログラムやレクレーションを計画、日光にあたり日中の活動量を増やす事で夜間の安眠効果を促す。また、室内モニターやipadなどIT設備を支援補助ツールとして使用、アプリケーション等を導入した運動、音楽活動、脳トレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等の取組みを実施する。感染症など社会の動向に合わせて環境調整を行い、安全に且つ楽しく参加ができる内容や時期を調整。

4) 選択活動

利用者ニーズの充足を目的に、多岐に渡る活動を計画します。機能維持や運動不足の解消を兼ね、楽しみながら参加ができる内容に工夫をします。各活動では、利用者個々の習熟度に応じて指導に配慮し、各利用者が目的を持って活動を継続していくようにサポートをします。また、指導内容のマンネリ化防止として、途中経過で評価を図り対応をします。

- ・運動プログラム（エアロビクス・ヨガ・ボッチャ・ボクササイズ・ダンス・キャッチボール・卓球・プール・スケート）
- ・音楽活動（電子ドラム・ギター・ハンドベル）

・文化的活動等（書道・麻雀・将棋・美容・カフェアート・菓子作り）

・技術的活動（パソコン教室・木工活動）

※外出を伴う活動については、感染症の状況に応じて実施を判断する。

5) 余暇活動

6) 余暇的活動として映画鑑賞、カラオケ等の活動を実施。レンタル事業（無料）については、利用者個々のニーズに応え各種映画や音楽、書籍ではトレンドやシリーズ物を取り揃えてきたが、遊べる多目的室として環境整備をした事から利用者の興味促進のために適宜情報提供を行い、幅広い活用を目指す。また、貸し借りのルール等の社会性を身に着ける事を意図とし、通所の楽しみの一つとして実施する。

なお、余暇活動として実施する内容については、この活動内容だけに限定せず、利用者のニーズ等を加味し、必要に応じて活動を増やしていくことも検討していきこの限りではない。

7) MIRAI FARM

昨年4棟のビニールハウスの増築工事を実施し作付面積を拡充。収穫量も増加したため、収穫した新鮮野菜として、ジェラテリアに安定した原料供給は基より、ジェラテリア店舗、ななかまど店舗販売や、法人内給食事業部への供給、生産状況に応じて地元スーパーでの販売等も視野に入れ、安定した売り上げ確保を目指す。生産時期、生産量に応じて販売ロスを最小限に抑え収益につながる工夫を行い調整する。

【生産品目と作付時期】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いちご		◀取穫		→苗作付	苗発注	◀管理	→休眠				→	
ほうれん草						◀種作付				◀取穫	→	
小松菜						◀種作付				◀取穫	→	
トマト	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	
ミニトマト	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	
ナス	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	
米ナス	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	
ピーマン	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	
シットウ	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	
きゅうり	◀苗作付	◀管理	→	◀取穫		▶入替					◀苗発注	

【各ハウス生産スケジュール】

	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1番 ハウス	いちご		取穂			苗作付	苗発注	管理	休眠				
2番 ハウス	いちご		取穂			苗作付	苗発注	管理	休眠				
3番 ハウス	ピーマン ナス	苗作付	管理	取穂				入替					苗発注
	小松菜 ほうれん草	収穫 入替					種作付	管理作業		収穫			
4番 ハウス	トマト大 トマト小	トマト 苗作付	管理	取穂				入替					苗発注
	小松菜 ほうれん草	収穫 入替					種作付	管理作業		収穫			
5番 ハウス	米なす しとう	苗作付	管理	取穂									
6番 ハウス	いちご		取穂			苗作付	苗発注	管理	休眠				

【売上目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いちご	107,240円	275,600円	600,000円
野菜	1,071,240円	1,100,000円	2,000,000円
合計	1,178,480円	1,375,600円	2,600,000円

計画的な栽培・管理を目指していき、農業活動に係る資材や原材料費を除いた収益を工賃還元していきます。

8) タイヤ交換事業

年2回（春5月上旬・11月上旬）、法人内公用車及び職員私用車のタイヤ交換を行い、収益について利用者工賃に充てる。

7) 軽作業

愛泉園・ポプリ等の姉妹事業所との連携の中で、個々の利用者が取り組める作業活動を調整しながら、利用者個々が負担にならない程度の軽作業を実施していく。軽作業で生まれた収益は工賃として、生産活動に従事した利用者へ必要経費を差し引き利用者工賃規定に基づき還元する。

8) チャレンジプログラム

個性を広げる機会を増やす目的から「選択活動」20項目以上を構築。意欲的な参加につなげることが出来た一方、中には消極的で参加につながらないケースも少なくない、障害特性に応じて参加が偏らないよう、活動内容を構築しているつもりだが、自己主張が出来ない利用者や、感情表現が不得意な利用者も少なくなく、できないで評価ではなく、「参加」することも評価すべく、利用者の意欲的な姿勢を見出す方法として、継続して「チャレンジプログラム」を実施する。

チャレンジプログラムとは、現在行われている選択活動の参加だけに焦点を当てず、個々の課題、目標の達成にも着目。目標・課題を明確化し、一つの活動、目標、課題を達成した際に、ポイントシールを付与する。ポイントを集めることで、あらかじめ設定したポイント数に応じて記念品と交換する。理解しやすい「見える形」にすることで継続的に取り組めることを期待している。ポイント付与の方法については、ガチャガチャを活用。活動参加、目標・課題達成後、専用コインを付与し、ガチャガチャにて抽選。不規則に出るポイントシールを、「チャレンジノート」に添付しポイントを貯め、自分が目標にしているポイント数を集め記念品と交換する。遊び・楽しみの要素を取り入れ、柔軟な形にすることで、負担なく、意欲的な活動参加につながるものと期待している。

9) 体験プログラム

視野を広げた活動スタイルを目指し、地域とのつながり、社会とのつながり、自然とのつながりを持ち、より活動的、冒険的なプログラムとして構築。昨年は新型コロナウィルス感染拡大により積極的な活動を実施することが出来なかつたが、社会情勢を鑑み、段階的に活動を再開させていく。また活動については、安全への配慮すべく点が多いため、安全管理やスケジュール管理、事前のミーティングを実施し対応する。活動内容については利用者の障がい特性や、行動パターン、安全意識等、活動が安全に実施できるか見定め実施可否を判断し実施する。費用については、「選択活動」は施設経費で賄い「体験プログラム」は内容により一部負担金を徴収する。

10) ジェラテリア&カフェの運営

法人で生産しているカシス、シャインマスカット、いちご、トマト、自家焙煎珈琲等地場産素材を活かした「ジェラート」を製造・販売を行い、生産、収穫、加工、販売を一括に手掛け、新しいメニュー開発や、充填したジェラートの地方発送、地域飲食店への卸売り販売等販路を拡充し、収益向上を目指す。

また、川沿事業を一体的に運営していく中で、福祉施設と地域との敷居を取り除き、地域交流が行える機能を整備し、地域とのつながりを強化すべく、ジェラート店エリアを含め一体的な空間、非日常的な空間演出を心がけ、地域に親しみやすい場所づくりを意識しジェラテリア&カフェ運営を軌道に乗せる。

ジェラート&カフェ棟エリアについては、一体的な空間演出が重要であると考えており、植栽やウッドデッキ、ガーデンエリア等、段階的に整備を進め、エリアの価値観を高めていく。

・オリジナルグッズ商品の開発と販売

創作活動を通じて、利用者個性を表現したデザイン画等を活用し、オリジナル商品として販売する

【ジェラート&カフェ売上目標】

	品 目	1 日売上	1 か月売上	12 カ月売上
1.	ジェラート売上	25,000	750,000	9,000,000
2.	喫茶コーナー売上	10,000	220,000	2,200,000
3.	オリジナルグッズ売上	5,000	110,000	1,100,000
合 計			A 12,300,000 円	

【野菜・いちご売上目標】

	品 目	年 間
1.	野菜 《6 か月間》	2,000,000
2.	いちご 《2 カ月間》	660,000
合 計		B 2,660,000 円

$$A+B=14,960,000 \text{ 円}$$

※1 か月 22 日営業で試算

・撮影機材の活用

選択活動の具体的取り組みについて情報発信手段として、「Instagram」「みらいえ本」の活用や、動画編集した DVD を活用し、保護者や見学者への情報提供の手段として活用していく。また、ジェラテリア&カフェに MIRAI FARM の活動風景や、オリジナルグッズ制作様子の動画編集を行い、活動紹介映像として編集し、活動紹介や、販売商品の紹介映像を作成。デジタルサイネージとして設置し、情報を発信していく。

◇社会体験プログラム

新型コロナウィルスの感染防止対策の観点から参加人数制限、安全への配慮、実施するにあたり配慮すべく点が多くあるが、社会体験は利用者が年行事の中でも、メインイベントとして期待や、励みにしていることも多く、活動にしても「選択」することをみらいえの魅力の一つとして方針を打ち出している背景から、社会体験のスタイルについても、障がい特性や、医療的配慮、コロナウィルスの感染症状等社会情勢を鑑み断念せざるを得ない場合もあるが、支援者として出来ない視点からではなく、出来る視点から、可能性を見出し利用スタイルの自由度を広げていく必要性があると考える。年間予算も限られている為、安全への配慮等、状況に応じた計画を検討していく。

10) 生活支援

利用者の健康状態把握のため、検温や血圧測定、定期の体重測定を実施するほか、日々の様子観察を含め体調の変化を早期発見できるよう心がける。また、健康診断（年2回）の実施では、血液検査などにて健康状態を把握し、結果をGHや各家庭に周知し、必要に応じて再検査の通知連絡や食事対応を実施する。その他、インフルエンザ感染拡大予防のため、予防接種を11月に実施。また、利用者の衛生保持を考慮し、個々のニーズや状況に合わせた入浴支援を実施する（注1）。入浴時には、身体の異変を確認し、必要に応じて爪切りや顔剃りなどの整容を行う。食事に関しては、刻み食やとろみ食などの個別対応を実施（注2）するほか、利用者の疾病（現在は慢性腎臓病）では、許容範囲に応じた食事、間食の提供を行う。その他、減塩や低カロリー調味料を使用し、健康面に配慮した食事提供に努める。また、旬の食材を用い行事毎に合わせた季節感のある献立作成を行い、食事を提供していくうえで、適切な食材の保管や厨房器具の洗浄、消毒を行い、衛生的で安全な食事提供に心がける。

*注1=入浴設備に限りがあるため、自宅での入浴が困難などの事情を優先する。

*注2=アレルギーや病気のため、他利用者と別献立となる場合や特別な材料が必要な場合は、重要事項説明書に定める別料金の対象とするが、利用者の健康、社会参加のため出来る限り工夫を心がける。

11) 新型コロナウィルス感染防止対策

新型コロナウィルスの感染が国内で確認されてから3年が経過。令和5年感染症分類2類から5類へと緩和され、今後人流が活発的になる事で、コロナ罹患者の増減を繰り返すことも予測されるため、これまで同様に、感染対策を励行し、感染対策に努めていく。

12) 川沿事業部

日中事業、共同生活援助事業、短期入所事業、特定相談事業、分け隔てなく円滑なサービス提供を行う為、令和3年4月より新たに「川沿事業部」を創設。定期的な会議を設け、互いに協力関係を強化し、共に成長していくことを目的とする。川沿事業部に各事業を統括する「部長」職を拝命、各事業部の代表と歩調を合わせることや、慣例に縛られず、支援の発展の為、互いに強調して業務にあたるものとする。

5、相談支援

本人、家族の相談については随時受け入れ、本事業所で出来ることについて検討する。また、個人情報に配慮しながら、本人が要望、了解した場合は、関係機関等への相談につなげる。

6、避難・防犯訓練の実施

令和4年3月白老町防災マップ（ハザードマップ）が更新され地震による津波が発生した場合、浸水予測範囲は、白老町住宅地全域にわたり深水する予測と

なっており、避難勧告が発令された場合、速やかに高台に避難する必要がある地震を想定した避難訓練を年1回、火災による避難訓練を年1回、不審者・不法侵入者等に対する防犯訓練として年1回、計3回の訓練を実施する。また天災に備え、備蓄品について選定し、整備するほか、防災に備えた備品を追加整備、対応する。

7、虐待防止の取り組み

虐待防止責任者を中心に職員の勉強会を実施し、虐待についての事例や内容について研鑽し、虐待防止及び権利擁護の為の措置を講ずる。

8、苦情解決に向けて

規定に従い苦情に対する対応を実施する。また、要望、相談など日々、利用者や家族などの声に耳を傾け、敏捷な対応に心がける。

9、送迎サービス

利用者の障害特性や事故防止など必要に応じて自宅またはグループホームから事業所までの送迎を実施する。実施に当たり、送迎サービスの範囲及び料金は重要事項説明書による。

10、研修及びスキルアップ

職種や実務経験を考慮した職員研修を実施する。また、職員個人がスキルアップのため自主的に資格取得や研修会への参加などを行う場合は、有給休暇など参加しやすい環境の構築に出来る限り配慮する。また、福祉制度の改正や、障害特性の多様化、急速なデジタル化等、時代の変化に合わせた知識を兼ね備える必要があるため、関連参考文献を整備し職員の知識向上を図る。

対面研修を再開し、利用者支援の資質向上や職員の見識を広げる事を目的に専門分野や実務経験に適した研修、就労施設等他法人の視察等の研修計画し、支援技術の研鑽を図る。

11、個別支援計画

状況により随時個別支援計画の見直しを実施する。また、最低6ヶ月をめどにモニタリングを行い、必要に応じて個別支援計画の見直しを実施。その際、利用者本人との面談を実施、必要に応じて家族への参加をお願いする。

12、管理業務

事業所の目的に沿った運営に心がけ、健全な経営を行い、適正な会計処理を行う。

(1) 運営に関する会議

各種行事計画や利用者支援全般についての会議を開催する

- ・職員会議　・支援会議　・スタッフ会議　・運営会議・共生型会議
- ・川沿会議
- ・その他適宜

(2) 事務管理

随時、法人監事による内部監査にて点検を行い、さらに、会計事務所による任意監査を年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月の奇数月）、任意監査終了後、会計事務所及び法人事務員による事務部会の実施及び、理事長及び各施設長へ監査報告を行い、的確な経理処理と適正な予算執行を図る。また、自立支援費給付費の請求業務を迅速に実施する。

- ・事務処理の省力化及び効率化を図る
- ・事業所運営に関して研鑽を行う
- ・法人本部及び各事業所との報告、連絡、相談等、連携を図る
- ・職員の福利厚生を図る

(3) 事業所管理

- ・公用車の定期点検（15名以上乗車の公用車の法定3ヶ月等）の実施及び交通事故防止の徹底を図る
- ・防火設備等の保守点検の依頼及び実施

(4) 衛生健康管理及び安全対策

- ・避難訓練（火災1回、地震・津波1回）の実施（避難マニュアルの作成等）
- ・防犯訓練の実施（年1回）
- ・年1回の健康診断の実施
- ・職員の連絡網の徹底
- ・【Line の活用】
- ・【Line works】の導入

(5) 広報活動

- ・法人機関紙「はあもにい」の発行（年2回1月・7月【本部】）

- ・みらいえインフォメーションの発行（月1回）

- ・みらいえフォトブックの発刊（年2回=9月・3月）

- ・生活介護事情所みらいえパンフレット更新

- ・みらいえ周年記念DVD作成

1年間の記録した写真及び動画を編集し、一年間の事業報告として保護者に送付する。

- ・事業所の運営と情報開示を目的とした積極的な情報発信を行う。

サービスの質の向上のため、自己評価及び、内部監査において点検を行う。

また、適正なサービス管理とサービス費の請求業務を実施。

会計処理に対しては、会計事務所の任意監査を3ヶ月に1回受け、適正な会計処理であることを確認し、理事会へ報告する。

1.3. 実習受入

社会福祉専門職に限らず、全国的な人材不足は大きな社会問題となっており、施設運営を安定維持していくためには人材確保は急務である。

障がい者施設の業務内容については、医療分野・高齢者分野と比較しイメージしにくい点も多く、インターンシップの受け入れや企業説明会等、業務内容や、役割について理解しやすいリーフレット等資料作成を行うとともに積極的なアピールを行う。

また、各学校（大学・専門学校等）の福祉分野については軒並み定員割れを起こしている現状から、将来を担うマンパワー不足は避けきれず、今後より人材確保が困難になる事も予測できる。

利用者だけでなく、学生にも選ばれる時代に突入しており、福祉環境や業務内容の明確化、働くきっかけである、実習内容の明確化等、時代の流れに合わせ求められる事業体制、学生が学ぶ環境として適する受入態勢を整えることもまた急務である。各種大学・専門学校のインターンシップ受入及び、ソーシャルワーカー実習の受け入れについて、計画的、実践的実習計画を立案し提供する。

1.4. その他

- 1) 利用者の自主的な発想や行動を尊重する。
- 2) 利用者の家族会活動を支援すると共に、協力して利用者の豊かな地域生活を目指し障害福祉制度の改善や社会啓発に努力する。
- 3) 地域とのつながりや地域への貢献を重んじ、事業所として本事業以外の活動に対しても必要性を判断して可能な限り協力、参画する。また、職員の自主的な地域活動を推進する。

16、年間行事計画

【行事及び活動予定（案）】

実施日	内 容	備考
4月	水芭蕉見学	
5月	桜見学	
6月	ジェラテリア1周年記念植樹【父兄参加】	
7月	日帰り外出【選択】	
8月	スポーツレクレーション【みらいえ】	みらいえファーム
	ご近所野菜市	
9月	果物狩り（秋の味覚）	
	ご近所野菜市	
10月	DAY キャンプ	みらいえファーム
	ハロウィーン	みらいえ館内
11月	スポーツレクレーション	
12月	ジェラテリア冬季イベント	
	クリスマス会	みらいえ館内
1月	新年会【父兄参加】	
2月	節分	みらいえ館内
	バレンタイン	"
3月	ひなまつり	"
	ホワイトデー	"

※コロナ渦の為社会情勢を鑑み、安全に実施できるよう適宜調整